

VI 教育行政評価委員会

1. 教育行政評価委員会の設置目的

本市の教育行政を効果的、発展的に推進するとともに、広く市民への説明責任を果たすため、教育に関し学識経験を有する者で構成する「教育行政評価委員会」を設置し、平成29年度に執行した教育行政に関する事務の管理について、教育委員会が行った内部点検及び評価に関して意見を聴取する。

2. 開催日時及び場所

平成30年9月6日(木曜日) 15時00分～17時25分

クリスタルアージュ(安芸高田市民文化センター)4階・402研修室

3. 出席者

◇教育行政評価委員 5名中4名が出席

任期：平成30年9月1日～平成32年8月31日

区分	職名	委員氏名	備考	出欠
保護者代表	委員	藤本 悦志	市PTA連合会推薦(高宮中学校PTA会長)	欠席
学校関係者評価委員	委員	中井 純子	小学校関係者評価委員(甲田小学校)	出席
	委員	谷林 紀子	中学校関係者評価委員(向原中学校)	出席
民間有識者	委員	玉村 健次	湧永製薬㈱	出席
学識経験を有する者	委員	沖野 清治	元広島大学特任教授	出席

*委員任期2年以内

◇安芸高田市教育委員会事務局 14人

教育長、教育次長、教育総務課長兼給食センター所長、教育総務課学校統合推進室長、学校教育課長、生涯学習課長、生涯学習課調整監、学校教育課主幹、生涯学習課長補佐、給食センター副所長、学校教育指導係長、社会教育係長、文化・スポーツ振興係長、教育総務課長補佐兼総務係長(経営管理担当)

4. 報告

昨年度の評価委員会での外部意見を踏まえ、教育長から教育行政全般について近況報告を行った。

5. 議題

①『平成29年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について』

担当課長から評価報告書に基づいて平成29年度の主要事業について説明を行い、事業の必要性、有効性、目標達成度の視点から総合的に評価した結果(自己評価：4段階)を課ごとに口頭で報告した。

S	ねらいや目標は、十分達成された。
A	ねらいや目標は、ほぼ達成された。
B	ねらいや目標は、十分達成できなかった。
C	ねらいや目標は、まったく達成できなかった。

〔自己評価〕IV事務事業評価シート

1 教育総務課(5事業)	評価 A
(1)学校統合推進室(1事業)	評価 A
2 学校教育課(9事業)	評価 A
3 生涯学習課(16事業)	評価 A
V教育委員会の活動状況	評価 A

② 『学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価について』

平成 29 年度に学校施設環境改善交付金を受けて実施した工事関係について報告し、交付金もたらした成果等を検証し、地域住民等へ説明責任を果たすことを目的に事後評価を行った。

6. 質疑と回答(要点)

【教育総務課・学校統合推進室】

委員	P9「学校規模適正化推進事業」で、H29年度は学校統合に向けての事業が大きな取組みとなり、小学校の統合が進んだ。統合した小学校に出向く機会があり、学校と保護者が一体となって新しい学校を創るというエネルギーを感じた。現段階における学校の現状や成果、課題について伺う。
教育総務課学校統合推進室長	統合区が2地区あったが、この間、混乱が生じているといったことは特には聞いていない。そういった意味では、スムーズに統合をスタートすることができたと感じている。課題としては、通学に関する事だと思う。学校が始まり、スクールバスで通学する地域もあり、通学バスの乗降場を何ヶ所か定めたが、集合場所に屋根がなかったりしたため、保護者や地域からの強い要望もあり、この夏休み中にバスの待合所を設置した所もある。今後も、通学路の安全対策等については、既存の予算または補正予算において、一度にとということにはならないが、順次整備していきたいと考えている。
委員	通学に関して、最近よくお太助けフォンで、不審者の情報がながれているが、その後、不審者が見つかったのかどうか情報がなく心配している。見解を伺う。
教育総務課長	通学路の関係で、安全で安心な通学路を整備していくことは、当然、教育委員会で取り組んでいかなければいけないと思っている。不審者情報においては、全国的に報道されている中、子供も保護者も敏感になっている事もあり、不審者と思われる情報がよく入ってくるが、よく調べてみると中には問題ないこともあった。なるべく早い段階で地域の方にも情報提供し、子供の通学時の安全に努めていきたい。
委員	統合によって閉校となった学校や今後閉校となる学校、郷野小学校は木造校舎で有名だが、その跡利用について伺う。
教育総務課学校統合推進室長	跡地活用については、市の行政施策として現段階で校舎を使う計画はないため、校舎については、解体撤去を基本としている。ただし、体育館やグラウンドは、避難所としても想定でき、また、社会体育施設としても利用があるため、当面維持する方向で整理している。 郷野小学校については、民間有志の方で、存続して何かに利用したいという思いもあるようで、良いプランがあれば市に示してもらい、今後総合的に判断していくことになると考える。

【学校教育課】

委員	P12「体力向上推進事業」の課題で、「体力・運動能力調査」の結果、小学校児童は「長座体前屈」「上体そらし」、中学校生徒は「長座体前屈」「50m走」において特に課題がみられた。の「特に」とは、どのような内容か伺う。
学校教育課長	結果を点数化した時、広島県全体の平均点数を下回っており且つ、その点数の差が大きかった項目を「特に」としている。
委員	P15「特別支援教育推進事業」の課題で、「教育支援計画の作成率が低下している。」とあるが、支援計画は、学校で作成すべき大切な計画だと思う。低下した背景を伺う。

学校教育課主幹	教育支援計画の作成率の低下は、学校から、「この子供は心配だ。」という子供の分母が前年度よりぐっと増えてきているのが要因と考える。心配であると学校が判断した児童生徒については、作成することが大前提であるので、現在学校に指導している。
委員	P16「開かれた学校づくり推進事業」で、「学校へ行こう週間」など取組みをされているが、地域住民からすれば、学校に行くのは、敷居が高く行きづらい面があると思う。 文化センター等を活用し、学校行事を行うことで、学校に関心を持ってもらえる地域住民が増え、もっと地域とつながりが出来てくると思うが見解を伺う。
教育長	ここ近年、多くの学校が社会教育施設を活用した行事を行ってきている。また、小学校の学習発表会と中学校の文化祭を合同で行うという流れも出てきており、保護者、地域の方の参加も増えているように思う。 また、計画段階ではあるが、来年度から全国的にも進んでおるコミュニティースクール、学校運営協議会の制度を取り入れて、今以上に、地域に開かれた学校からさらに地域とともに有る学校ということで、子ども達をどう育てていくかということを学校が提案するというより地域一緒に考える、これまで以上に地域の方に参画していただくという流れをつくりたいと考え、準備を進めている。
委員	同じく P16「開かれた学校づくり推進事業」の成果で、「学校だよりを定期的に発行することが出来た。」とあるが、学校の情報を得る、そして、地域に学校の様子を発信する有力な手段として、ホームページの活用が有力な手段だと思う。学校によって発信している内容や更新時期に差がでているが、見解を伺う。
学校教育課長	学校の情報を発信の手段として、ホームページは有効であると思うので、発信している内容や更新時期などしっかり指導をしていきたい。

【生涯学習課】

委員	P23「青少年教育事業」で、地域未来塾を昨年度全地域で開講となっているが、新規事業ということで、各町の現状を伺う。
生涯学習課長	旧町単位での、現状分析ではなく、全体的な所での現状となるが、平成 29 年度の 2 学期から約半年間となるが、この間の変化を分析するため、受講生、保護者、先生にアンケートを行った。その結果として、好評を得ている。先生や保護者からは、「授業に集中することで出来るようになった。」「宿題をしてくるようになった。」受講生では、「宿題を済ませて学校にいけるようになり気分が楽になった」といった内容があった。
委員	P30「図書館運営事業」の課題として「図書館利用が減少傾向にある。」ということで、その分析と今後の対策について伺う。
生涯学習課長	図書館利用者の減少は、ここ数年の課題であり、これまでも色々な行事を行って、来館者を増やす努力をしてきている。平成 29 年度は、カープの特集を行ったところ、来館者が増えそれに伴って貸し出し冊数も増えた現象があった。その時の旬なニーズを把握し今後も企画をしていきたいと考える。

7. 評価委員から出された主な意見・提言・要望

< 教育総務課・学校統合推進室に関する事務事業について >

○統合した学校の行事に参加して、大変活気があり勢いを感じた。

< 学校教育課に関する事務事業について >

○「からだづくり」は、特に小学校中学校で大切な時期となる。ゴールデンエイジとも言われるくらいなので、バランスのとれた、保健体育授業を行ってほしい。

○ホームページは、地域に学校の様子を発信する有力な手段だと思うが、学校によって発信している内容や更新時期に差がでていると思う。しっかり情報発信してほしい。

< 生涯学習課に関する事務事業について >

○平成 29 年度も本当に多くの事業をされ、国際化事業にも取組まれていた。地域や安芸高田市の方が健康で長生きできるように取組みをされているところに協力できたと思う。湧永を利用していただき、これからも良い環境を整えられたらと思った。

○八千代の丘美術館は、立派な施設なので、「子供が見てわかる、子供が見て喜ぶ」企画が出来たら利用度や来場者が増えるのではないかと考える。また、自画像展開催時は、親子で多くの方が見に来られているので、子供と親と一緒にいくような工夫をもっとしていったらと感じた。

○安芸高田市の図書館に行くって本のことを相談すると、司書の方が丁寧にしかも素早く対応してくれまる。図書館の便利さをもっともっと知ってもらったら、図書館の利用が増えるのではないかと思う。また、小さいうちから本を読んだり触れ合ったりする習慣をつけていけば、図書館利用数も違ってくるのではと感じている。

< 教育行政全般に関した意見 >

○色々な新しい事業を積極的に展開され感心している。また、時代の流れの速さと教育委員会の対応に感心した。例えば、教育総務課での「教育の ICT 化推進事業」や生涯学習課の「地域未来塾」、学校教育課でも子供達に関わって様々な事業の取組みがあり、大変苦勞も多いのではないかと思う。学校と地域が一体となって進んでいけたらと思った。

8. 評価委員会委員長の総合的な所見

1. <はじめに>

時代の変化の中で課題の多様化、複雑化、内外の環境の変化などが進行しています。教育行政に期待される事業の量と質はますます拡大していて、安芸高田市民がいただく教育への関心と期待はますます高まっています。

平成31年度までの5か年計画で「第2次安芸高田市教育振興基本計画」を策定され、変化の激しい現代社会を生き抜くことのできる力の基礎を身に付け、成人した後も、安芸高田市で学んだことに誇りをもち、将来、本市の発展に貢献できる人材を育成していることとされています。

現在、教育環境の整備を基調とした、学校統合の取組みが進められ、甲田小学校、八千代小学校が発足しました。来年4月には、愛郷小学校開校にむけて取組んでおられます。当初の計画から、あと一地域が残っていますが、地域との合意形成にしっかり取組んでいただき当初の計画が実施出来ますよう、格段のご努力をお願いします。

教育委員会が行われた内部点検並びに評価は、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について自己評価することにより、自分たちの取組んできた事業の成果や課題、そしてプロセスや成熟度を俯瞰し大切なポイントや変化を見出すことにあります。

問題解決とは「ありたい姿」と「現状」の差（ギャップ）をなくし、期待を実現することであり、改善とは、「問題解決」の連続です。単年度の成果と課題だけでなく、中長期の視点で経年変化にも注目し、今後とも改善を続けていただくことを期待します。

2. <教育総務課>

中学校普通教室へのエアコン設置や小学校を中心にしたICT化促進事業など、教育環境整備や時宜を得た取組を積極的に推進していただいています。財政的に厳しい状況がある中、こうした取組の推進に敬意を表します。

文部科学省によると、ICT活用教育の推進は、未来社会を見据えた初等中等教育の改革につながるもので、①校務の情報化による「教育の質の向上」「学校の経営改善」「教員の負担軽減」という効果、②授業におけるICTの活用の効果、さらには③「地域・学校連携」「防災拠点」「地方創生」といったことへの効果が期待されています。

(文部科学省 2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会 第1回文部科学省資料「教育の情報化について 一現状と課題一」より)。

こうした新たな取組は、光の部分ですが、「光が強ければ、影も濃くなる」というゲーテのことばがあります。例えば、現在授業におけるICT化の課題として、研究者の間では、次のような課題もあるとされます。

- ・教師が板書しなくなり、興味本位的扱いや表面的なことにとらわれすぎ、授業の本質やねらいが達成できないこともある。
- ・深い学びや対話的な学び、主体的な学びの過程が不十分だと、長期記憶につながりにくい面がある。
- ・直接学力につながらないので、使い分けが大切である。
- ・時間短縮が課題となることがある。

・「指導のためのICT」から「学ぶためのICT」に移行することにより「学びが変わり」その結果、学力や資質能力向上に結び付くというプロセスを考える必要がある。

・ペーパーでの情報とパソコン情報を組み合わせることが重要である。等々

現在取組が進められているアクティブ・ラーニング（主体的・対話的で深い学び）とは、身に着けた知識を論理的に展開させる学習です。ところが、知識がなければ論理的に考えることやアイデアを出すことができません。したがって、知識を学ぶ時間とアクティブ・ラーニングの割合をよく考えた授業をしていく必要があるのではないかと考えられます。

以上のように、事業の承認をしていただいた後の推進状況の把握を教育委員さんの学校訪問等を利用して見届けていただき、多面的な視点で評価・改善のアドバイスをお願いしたいと思います。

3. <学校教育課>

確かな学力の向上だけでなく、ラジオ体操指導者派遣事業や英検公費負担事業などのユニークな事業がバランスよく取組まれており、中学生の英検3級以上の取得率の向上などで大きな成果を上げておられます。施策目標の「生きる力を育む教育の充実」に向けさらなる成果を期待します。

一つ一つの事業の実施は、孤立的・固定的にとらえるのではなく、質的發展過程の一コマコマとして、連続的に見通した指導のプロセスの中でとらえていただく必要があります。確かな学力の向上では、「基礎的・基本的な学力はおおむね定着している一方、応用・活用する力に課題がみられる」と分析されています。

教育政策研究所によると、「各教科で与えられた文章や図を読み解く読解力について課題がある場合、設問が何を聞いているのか、そのものを正確に把握できない」と分析しています。定量的な評価（数値で表せるデータ）ばかりでなく、定性的評価（数値で表せないデータ）を組み合わせ、分析していくことにより、現状は目指す目標から考えたとき、どのくらい成熟しているのか、見えない育ちを含めて今年度中にどの段階まで目指すのか、数字の向こうに児童生徒の姿や学校組織の課題をとらえ、組織的に取組ことができます。

結果は大事ですが、それに一喜一憂するのではなく、調査結果を生かし、今後何を改善する必要があるか、そのためにどういった方法が考えられるか、総合的に今後の対策を深めていってほしいと思います。「安芸高田市学力向上戦略」に基づき、構造的で総合的な取組を堅実に行かれることを期待します。

4. <生涯学習課>

生涯学習課の場合、実に幅広く多くの事業を実施しておられ、小学校学習支援を目的とした「地域未来塾」や英検3級取得を目指した「英検道場」の実施、ニュージーランドとの国際交流事業など、学校教育課と連携した効果的な事業を実施されています。また、他市町にはないスポーツ環境が存在するという有難い環境があります。評価報告書で触れられているように行事が重なるような状況があることから、実施期日や内容面における行事の精選と質の向上が大きな課題となります。

今後の留意点として、2点あげさせていただきます。

1点目は、「成果指標」とされているものの中には（例えばP24「協議会・研修会参加者数」のように）、取組指標（アウトプット）となっているものがあり、「どう学んだか、どう育ったか、どう力をつけたか」というアウトカム（成果指標）でないものが多いです。ただ事業をどれだけ実施し、参加者が多くあったというだけでなく、その取組にどういう価値があったのかということに今後は着目して、スクラップアンドビルドを進めていただきたいと思います。

2点目は、情報の発信についてです。先ほども委員よりご意見がありましたが、ホームページをみますと、情報の発信はしていただいておりますが、一般市民にとって十分な情報、本当に欲しい情報かどうかを検討する必要があります。

例えば、文化財には専門的な用語が多く出てきます。シェドロフによれば、「理解」は「データ」から「情報」「知識」「知恵」へと連続して進行するとされています。原材料であるデータは、文脈の中におかれることではじめて「情報」になり、人に伝えるにふさわしい形になるというものです（違う文脈、つまり、古墳をよく知らない人にとっては、情報ではなく、生のデータのままでないかという意味です）。例えば、国の史跡に指定された甲立古墳は、市民にとって大いに期待されているものです。しかし、その解説をみると、「古墳祭祀、埴輪祭祀を研究する上で極めて重要な調査例となりました」と記述されています。しかし、専門家や古墳に興味を持っているものでなければ、一体どういうことなのだろうと思われるのではないのでしょうか。

なお、文化財の保護と活用については、市民への発信はもちろんのことですが、国指定や県指定もあることから、考古学ファンや山城ファンだけでなく、幅広い層へのアピールをしていく必要があります。これからのまちづくりに貢献する姿勢をしっかりとった事業展開を期待します。

5. <終わりに>

教育委員会には3課31事業と実に多くの事業があります。個々の事業の達成にばかり目が行き過ぎると、その事業は何のためにやっているのかということ意識しなくなります。つまり、手段が目的化してしまうこととなります。職員一人一人が「いったい自分が、何のために、どこを目指して、何をしているのか」という活動の意味を再認識し、将来的に目指すべきゴールとそこに至る一里塚としての現在の課題と各自の仕事とのつながりをはっきりとをもって仕事に邁進していただきたいと思います。

さて、口頭で発表していただいている重点的に取組む事業についてですが、各課において、最後のまとめとして、一年間の中で重点的に取組んだ事業を2～3事業抜き出し、事業名・その概要・評価・関係するページを記述し、事務事業評価シート（活動・成果指標）に記述できなかった定量的な評価や、定性的評価を記述するなど、次年度につながるように、各課において、総括的に評価し、「課題」についての解決の見通しや方向性が簡単にでも示されればなおよいと思います。

これからも市民の理解が深まるようなさらなる可視化をめざした広報活動を期待するとともに、今後の事業展開に当たっては、更なる「創意工夫」や「改善」に努めていただき、教育行政の一層の充実・推進が図られることを期待します。

參考資料

安芸高田市教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する
実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が事務の管理及び執行の状況について組織内で実施する点検及び評価(以下「点検・評価」という。)に関し、必要な事項を定める。

(点検・評価の基本的なあり方)

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、的確にその施策効果を把握するため、その目的又は目標に照らして、必要性、有効性、効率性、公平性の観点及びその他当該施策の特性に応じて必要な観点から点検及び評価を行うものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定に基づく点検及び評価の実施にあたっては、客観的な実施を確保するため、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用する。
- 3 教育委員会は、前項に規定する学識経験を有する者の知見を活用するため、教育行政評価委員会を設置し、必要な事項は別に定める。

(点検及び評価の基本的な事項)

第3条 教育委員会は、点検及び評価の実施にあたり、次に掲げる事項を協議し決定する。

- (1) 点検及び評価の対象に関すること。
- (2) 点検及び評価の実施方法に関すること。
- (3) 点検及び評価の報告書に関すること。
- (4) 点検及び評価結果の施策への反映に関すること。
- (5) 点検及び評価の公表に関すること。
- (6) その他点検及び評価の実施に関し必要なこと。

(報告書の作成及び公表)

第4条 教育委員会は、点検及び評価を実施したときは、その結果に関する報告書を作成するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定により作成した報告書を市議会へ提出するとともに、市民へ公表するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に規定するもののほか、点検及び評価の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

安芸高田市教育行政評価委員会設置及び運営要綱

(平成 21 年 3 月 1 日教育委員会告示第 7 号)

改正 平成 21 年 8 月 1 日教育委員会告示第 19 号

改正 平成 30 年 6 月 29 日教育委員会告示第 6 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、安芸高田市教育行政評価委員会(以下「評価委員会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 評価委員会は、教育委員会の求めに応じて、教育委員会が実施した教育行政に関する点検及び評価に関することについて意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 評価委員会は、5 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 保護者代表
- (2) 学校関係者評価委員
- (3) 民間有識者
- (4) 学識経験等を有する者

3 委員の任期は 2 年以内とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 評価委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は評価委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は委員長が指名した者をもってあて、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたとき、その職務を代行する。

(評価委員会の招集)

第 5 条 評価委員会は必要に応じて委員長が召集し、委員長が議長となる。

(関係者の出席)

第 6 条 評価委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 評価委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 8 月 1 日教育委員会告示第 19 号)

この要綱は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 29 日教育委員会告示第 6 号)

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。